

法務省における法教育についての取組み

これまでの取組み

法教育研究会を発足（平成15年7月）

法曹関係者、教育関係者、その他の有識者により構成
我が国における法教育の在り方などについて協議

法教育研究会「報告書」の作成（平成16年11月）

法教育の在り方や普及・発展の必要性についてのとりまとめ
目指すべき法教育の内容を具体化した4つの教材例（中学3年生を
対象）

ルールづくり

法やルールの基本と
なる考え方を学ぶ

私法と消費者保護

契約を通して私的自
治の考え方を学ぶ

憲法の意義

憲法及び立憲主義の
意義を生活に関連付
けて学ぶ

司法

裁判が果たす役割
を学ぶ

これからの取組み

現在の学習指導要領と法教育の関係の整理

法教育の位置づけを提言するため、有識者により構成された協
議会を開催（法教育推進協議会）

教育的観点・法学的観点など多角的に法教育について検討（同
上）

学校教員及び法律実務家への法教育の周知

上記4教材を用いた授業実践を検証（法教育推進協議会）

教材の解説書の作成（法教育推進協議会教材改訂検討部会）

パンフレット作成

シンポジウム実施

説明会実施